

2022年7月

令和4年7月14日からの大雨による災害により
被害を受けられました皆さんへ

全管協れいわ損害保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの令和4年7月14日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられたご契約者の皆さんに対し、下記の特別措置を実施しております。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さんを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-018-216

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域	法適用日
宮城県 大崎市 (おおさきし) 宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)	2022年7月15日 (金)

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。

以上